



【街びと劇場 | 活用の手引き】

大津駅前ひろば・大津駅前公園デッキ(A・B・C)
逢坂支所前・大津パークビル前・バスのりば前

＊街びと劇場の活用に関する実施概要＊

＊使用に関する注意事項＊

＊様式集＊

令和 7 年 5 月 株式会社まちづくり大津

目次

JR 大津駅前レンタルスペース「街びと劇場」の活用に関する実施要項	3
資料集	8
資料 1 利用区画(使用可能な範囲・日時)	8
資料 2 利用料金	13
資料 3 手続きの流れ	15
資料 4 関係機関の連絡先	18
資料 5 貸出備品一覧表	19
「街びと劇場」利用に関する注意事項	21
搬入・搬出時、利用時共通	21
搬入・搬出時	21
音のあるイベントについて	21
使用時	22
様式集	23
様式 1 利用事前相談書	23
様式 2 利用(仮)申込書	27
様式 3 出店店舗リスト表	30
様式 4 配置計画図	32
様式 5 備品貸出依頼書	36
様式 6 アンケート	37

「街びと劇場」の活用に関する実施要領

平成 30 年 2 月 20 日、大津市から都市再生特別措置法第 118 条第 1 項の規定により、都市再生推進法人として指定を受けた株式会社まちづくり大津（以下「まちづくり大津」という。）は、公共事業「大津駅前広場等の利活用プレイヤ－発掘・育成支援等業務」に伴うイベントスペースの利活用（以下「本事業」という。）を実施します。

本事業は、公共空間を有効活用することで大津市の玄関口である大津駅の拠点性向上、まちなかの賑わい創出と回遊性のある空間づくりを行い、日常的な賑わいづくりの場になることを目指しています。

ここに、大津駅前周辺の活用により本事業を推進するため、次のとおり大津駅前レンタルスペース活用に関する実施要領（以下「本要領」という。）を定めます。

（目的）

第1条 本要領は、大津駅前レンタルスペースを活用するにあたり、民間事業者等による利用に関する規定をすることで、各種手続き等を円滑に行うと共に、大津駅前周辺に即した適正で安全な活用を推進することを目的として定めるものである。なお、本要領の内容については令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの要領とする。

（利用に関する規定）

第2条 大津駅前レンタルスペースの利用申込をできるものは、次の各号に掲げる者とする。

（1）事業者（個人事業者および法人） ※事業所の所在地は市内外を問わない。

（2）主に大津市内を拠点に活動する法人格を持たない団体

2 利用可能な範囲・日時（以下「利用区画」という。）は、[資料 1 利用区画] に定めるとおりとする。設営及び撤去作業は利用可能な時間内に行わなければならない。

3 利用の内容は、次の各号に掲げるものでなければならない。なお、利用の内容によっては、近隣店舗との兼ね合い等の理由で、特定の利用区画での使用を認めない場合がある。

（1）大津市の玄関口である大津駅前周辺にふさわしいもの

（2）来街者に、大津のまちを印象付けるもの

（3）公の場（公共空間）にふさわしいもの

（4）大津駅周辺の環境・施設と調和を図りながら実施されるもの

（5）大津駅周辺のにぎわいの創出に寄与するもの

（6）安全で清潔であり、開放的な設えであるもの

4 利用にあたっては、次の各号に掲げるいずれかを含むものを実施しなければならない。

（1）飲食の販売・提供を行うイベント

（2）物販の販売を行うイベント

（3）プロモーションを行うイベント

（4）小休憩できる滞留スペースの設置等の通行・滞在メリットを創出するイベント

(5) その他、まちづくり大津が認めるイベント

(利用者の責務)

第3条 使用者は、次の各号に掲げるとおり責務を負う。

- (1) 本要領及び関係法令を遵守すること。
- (2) 「街びと劇場利用に関する注意事項」(21、22 ページ)の内容を遵守し、安全に使用すること。
- (3) 飲食物の販売・提供や物品の販売は、利用目的やその内容に合致し、まちづくり大津が認めた内容でのみ行うこと。
- (4) 市役所、警察署、消防署、保健所等の関係機関の指導に従うと共に、必要な手続き等を行うこと。
- (5) 火器や電気を使った熱源等の持ち込みを希望する場合は、まちづくり大津に事前に相談を行い、まちづくり大津が認めたもののみを使用すること。
- (6) 大津駅前レンタルスペースは屋外のため、利用時は天候の影響を多大に受ける旨を了承すること。
- (7) 利用者の従業員、構成員または委託業務者の関係者に、本要領を遵守させること。
- (8) 本事業の目的である、「まちなかの賑わい創出と、回遊性のある空間づくりを行い、日常的な賑わいづくりの場」とすることにより、多様なつながりが生まれる地域交流拠点として新たなまちのにぎわい創出に資するように利用すること。

(利用者の禁止行為)

第4条 利用者は、次の各号に掲げることをしてはならない。守れない場合は、利用を中止させる場合がある。

- (1) 公の秩序又は善良なる風俗を害する恐れがあること。
- (2) 集団的・常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になること。
- (3) 特定の政治団体、主教団体等の利益となること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業及びこれに類すること。
- (5) 又貸しを行うこと。
- (6) 来街者の迷惑となる署名、勧誘、キャッチセールスなどをすること。
- (7) 大津駅前レンタルスペースの管理に支障を及ぼすおそれがあること。
- (8) 使用後の原状回復が困難となること。
- (9) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある物品を携行すること。
- (10) 異常な騒音、臭気、煙の発生等、他人に迷惑を及ぼすこと。
- (11) 喫煙または喫煙行為の提供をすること。
- (12) 道路交通法、滋賀県道路交通法施行細則で禁止行為に指定されていること。
- (13) その他、まちづくり大津が不適切と認めること。

（利用申込）

第5条 利用者は、まちづくり大津が定める利用申込等の各手続きについて、[資料3 手続きの流れ] に定めるとおりに行わなければならない、各手続きが期間内に行われなかった場合は、利用申込は受付しないものとする。

（関係機関への届出等）

第6条 利用者は、利用に際し必要な関係機関（保健所等）への届出等について、利用者の責任において行わなければならない。ただし、警察署及び大津市への道路使用に関する届出はまちづくり大津が行うため、利用者による届け出は不要。

2 利用者は、前項の届出等の手続きを完了した後、その旨をまちづくり大津に報告するとともに、打ち合わせや承認等を証する書類の写し（各 1 部）をまちづくり大津に速やかに提出するものとする。

3 利用者が適切に届出等をおこなわなかったことにより利用不可となった場合、まちづくり大津はその責任を負わないものとする。

（利用料等）

第7条 利用者は、[資料2 利用料金] に定めるとおり、利用区画に応じた利用料をまちづくり大津に支払うものとする。

2 利用者は、[資料3 手続きの流れ(1)]のとおり、まちづくり大津が指定する期日までに利用料等を支払うものとする。

（利用者からの申込キャンセル）

第8条 利用者は、まちづくり大津へのキャンセルの申し出によって利用申込をキャンセルすることができる。ただし、申し出をした後にキャンセルを取りやめることはできないものとする。

2 前項の申し出が**利用日の1か月前まで**にされた場合、利用料等は発生しないものとする。1か月を過ぎてのキャンセルの場合は、利用料等を全額支払うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、雨天や猛暑等の悪天候を事由とするキャンセルの場合は、**利用前日の14時まで**に申し出をした場合に限り、**利用料等は発生しないものとするが、事務手数料(2,200 円)は行政機関への手続きにおいて支払いを行っているため、発生するものとする。**この場合、利用者はキャンセルの判断をした時点で速やかにまちづくり大津へ申し出るものとする。

（緊急事態等による利用中止）

第9条 災害、事故、その他非常の事態の発生により、大津駅前レンタルスペースの安全確認、改修、設備の修理等を緊急に行う必要が発生した場合又は、緊急に市民を対象とする公益上の施策・事業を実施する必要が生じた場合等、利用者の責に帰することのできない事由によって利用中止となった際には、利用料等は発生しないものとする。なお、利用開始後に急遽利用中止となった場合であっても、既に支払われは利用料などがある場合は返金するものとする。

2 まちづくり大津は、熱中症特別警戒アラートが発表され、利用者による熱中症予防対策が十分に図られていないと判断した場合には、利用を中止させる場合がある。なお、利用開始後に急遽使用中止となった場合であっても、既に支払われた利用料がある場合は返金するものとする。

3 まちづくり大津は、本条に規定する事由により利用中止となった場合に利用者に生じる損害について、賠償の責任を負わないものとする。

（違反に対する処置）

第10条 次の各号に規定する項目に該当する場合には、違反行為とみなし、利用を中止とする。また、違反者がその者の負担において義務の履行、原状回復等を行うものとする。

（1）本要領を遵守せず、まちづくり大津の指導等に従わない場合。

（2）大津市、警察署、消防署、保健所その他の関係機関の指導等に従わない場合。

（3）資料3に掲げる書類等の記載に偽りがあった場合、又はその記載と当日の内容が大きく異なる場合。

（4）本要領に規定する利用の権利を他に転貸・譲渡した場合。

2 利用者は、本要領に定める事項に違反し、又は違反する恐れのある時は、責任をもってこれに対処しなければならない。この時の費用は、利用者が全て負担するものとする。また、まちづくり大津は、このために生じた損害についての責任を負わないものとする。

3 本要領に定める事項に違反した使用者は、次回以降についても、まちづくり大津が認めない限り、利用をできないものとする。

（反社会勢力の排除）

第11条 利用者は、まちづくり大津に対し、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力団等の反社会的勢力（以下「反社会勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

2 まちづくり大津は、利用者が反社会勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、利用に関するすべての事項を取り消すことができるものとする。

3 まちづくり大津は、前項に規定する取り消しによって利用者に生じる損害について、賠償の責任を負わないものとする。

4 利用者は、第2項に規定する取り消しによってまちづくり大津に生じた損害について、賠償する責任を負うものとする。

（個人情報の取り扱い）

第12条 まちづくり大津は、利用者等から提供された個人情報について、本事業にかかる利用目的以外には利用しないものとする。万一、当該目的以外で利用する場合には事前に承諾を得るものとする。利用目的に照らして不要となった個人情報については、速やかに且つ適正に廃棄するものとする。

2 前項における本事業にかかる利用目的とは、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）申込者との連絡

（2）利用に必要な手続き又は日程調整を目的とした関係機関への情報提供。

（利用に関する情報および記録写真の取り扱い）

第13条 まちづくり大津は、利用当日、利用状況の写真を撮影できるものとする（利用者等の顔なども含まれる）。利用に関する情報（利用者、利用内容、日時、集客数等）及び撮影した写真は、実施前後におけるホームページ、SNS、パンフレット等での告知及び本事業の記録のために利用するものとする。

（改定）

第14条 まちづくり大津は、本要領に定める事項について、事前の通知をすることなく、その内容の追加、変更、部分改廃等を行うことができるものとする。

2 利用者は、利用日時点での本要領に基づき、利用するものとする。

（その他）

第15条 本要領に定めのない事項又は本要領に関して生じた疑義については、まちづくり大津と使用者で協議のうえ解決するものとする。

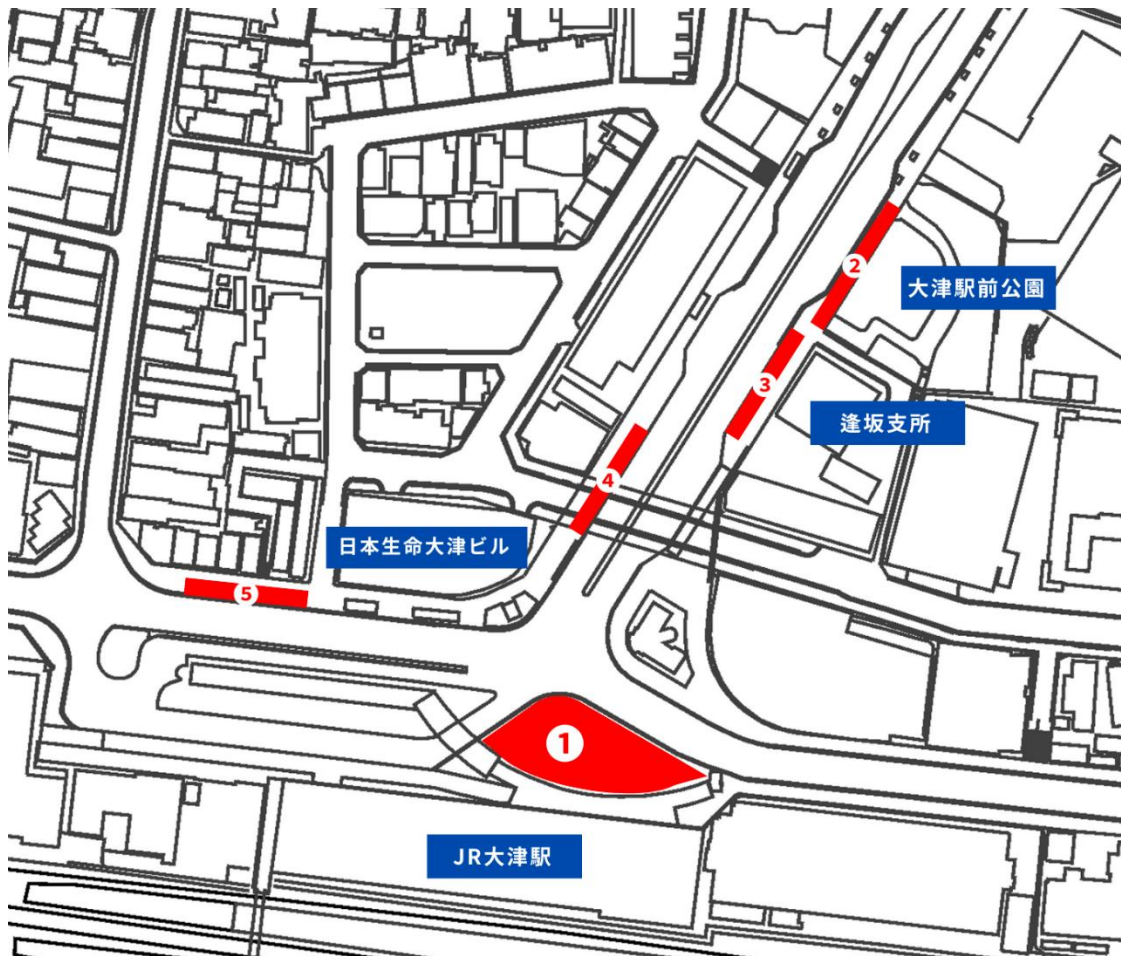
附則

本要領は、令和7年5月30日より適用する。

（令和7年5月30日制定）

（令和7年6月10日利用可能時間改定）

【資料1】 利用区画（利用可能な範囲・日時）



- ① 大津駅前ひろば(約 700 m²)
- ② 大津駅前公園デッキ | A: 駅側(約 59 m²) / B: 中央(約 62 m²) / C: びわ湖側(約 129 m²)
- ③ 逢坂支所前(約 70 m²) ※勾配あり
- ④ 大津パークビル前(約 70 m²)
- ⑤ バスのりば前(約 72.82 m²) ※設置物あり

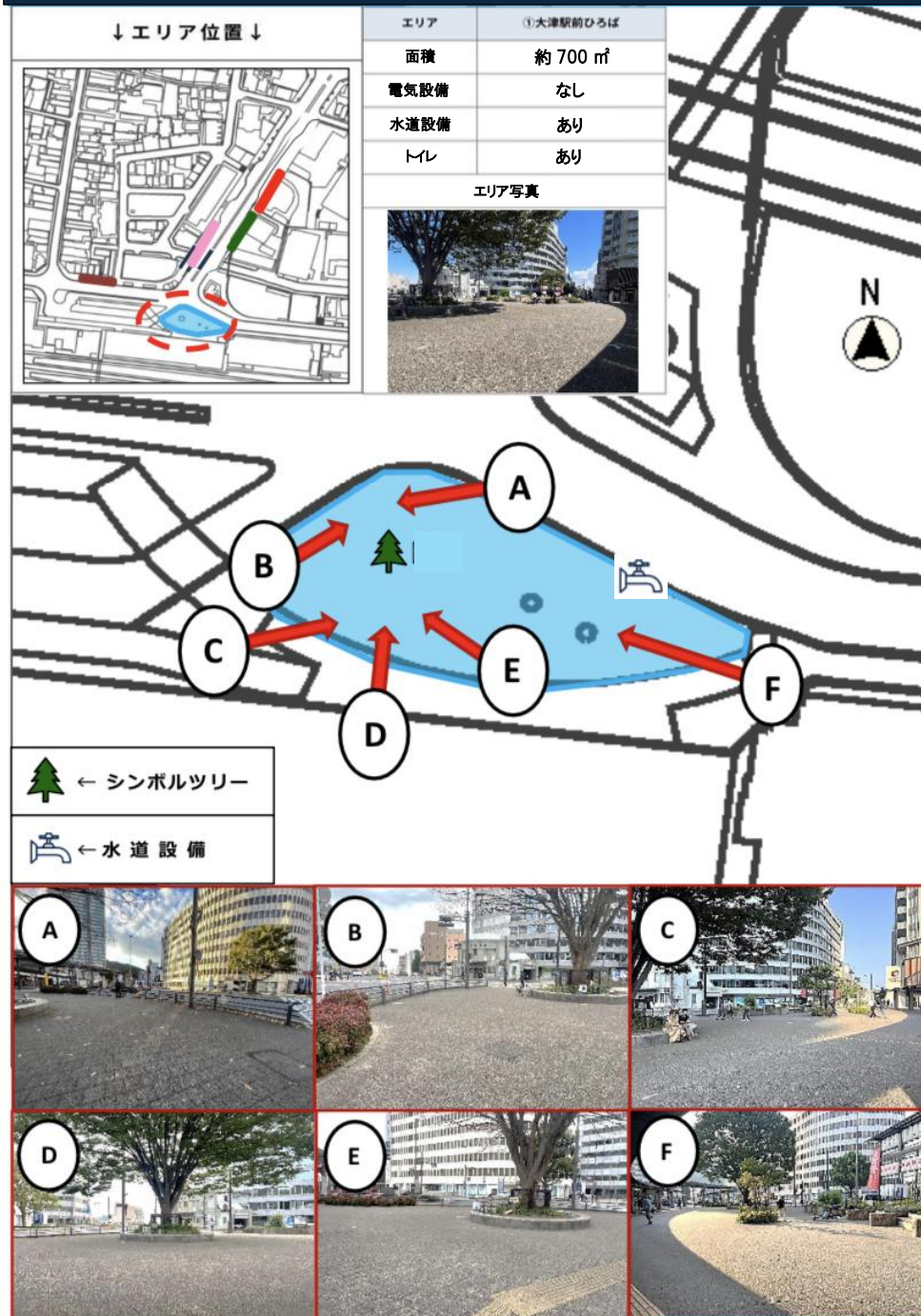
【利用可能な日時】

・他のイベント等が実施されていない日 ※イベント内容により利用できない場合があります。

・時間(搬入出含む): 8 時～20 時 ※利用可能時間を超える場合は要相談。

※各エリア詳細は「街びと劇場」ホームページ⇒「街びと劇場のつかい方」を参照。

① 大津駅前ひろば



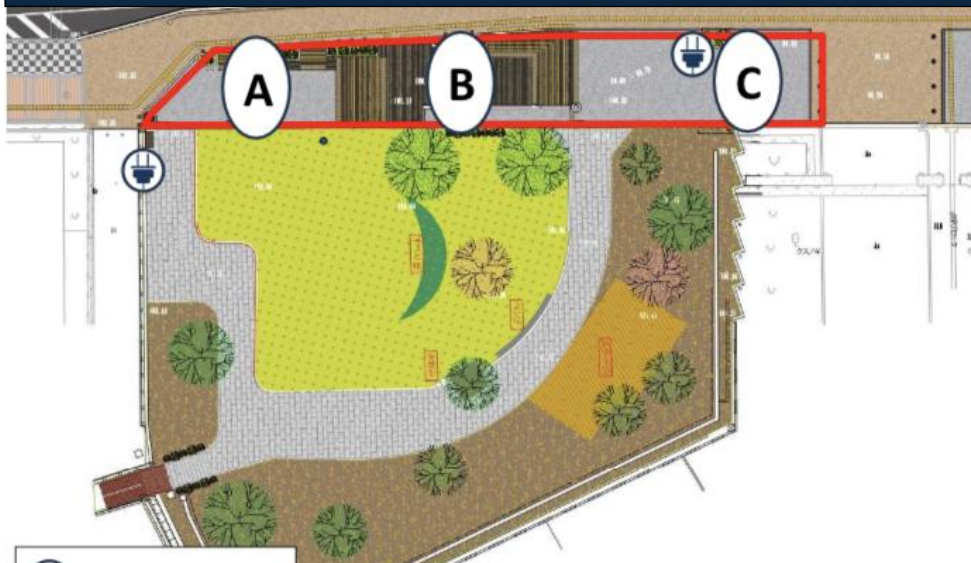
【利用可能な日時】

・他のイベント等が実施されていない日 ※イベント内容により利用できない場合があります。

・時間(搬入出含む): 8 時～20 時 ※利用可能時間を超える場合は要相談。

※各エリア詳細は「街びと劇場」ホームページ⇒「街びと劇場のつかい方」を参照。

② 大津駅前公園デッキ(A・B・C)



【大津駅前公園内のイベント使用について】

※(株)まちづくり大津は「大津駅前公園内」は管轄外です。

公園内を使用の際は下記 **2種類**の申請が必要となります。

- ① 大津市（担当：都市魅力創造課）への「後援名義使用申請」
 - ② 大津市（担当：公園緑地課）への「行為許可申請」
- 申請に関する詳細は、各担当課へご相談ください。

有効面積			
エリア	A：駅側デッキ	B：中央デッキ	C：びわ湖側デッキ
面積	59 m ²	62 m ²	129 m ²
面積詳細	幅 4.4m×長さ 13.6m	幅 4.4m×長さ 12.4m	幅 7.1m×長さ 18.1m
電気設備	あり(エリア外)	なし	あり
トイレ	公園内にあり(男子・女子・多目的/各1設置)	公園内にあり(男子・女子・多目的/各1設置)	公園内にあり(男子・女子・多目的/各1設置)
エリア写真			

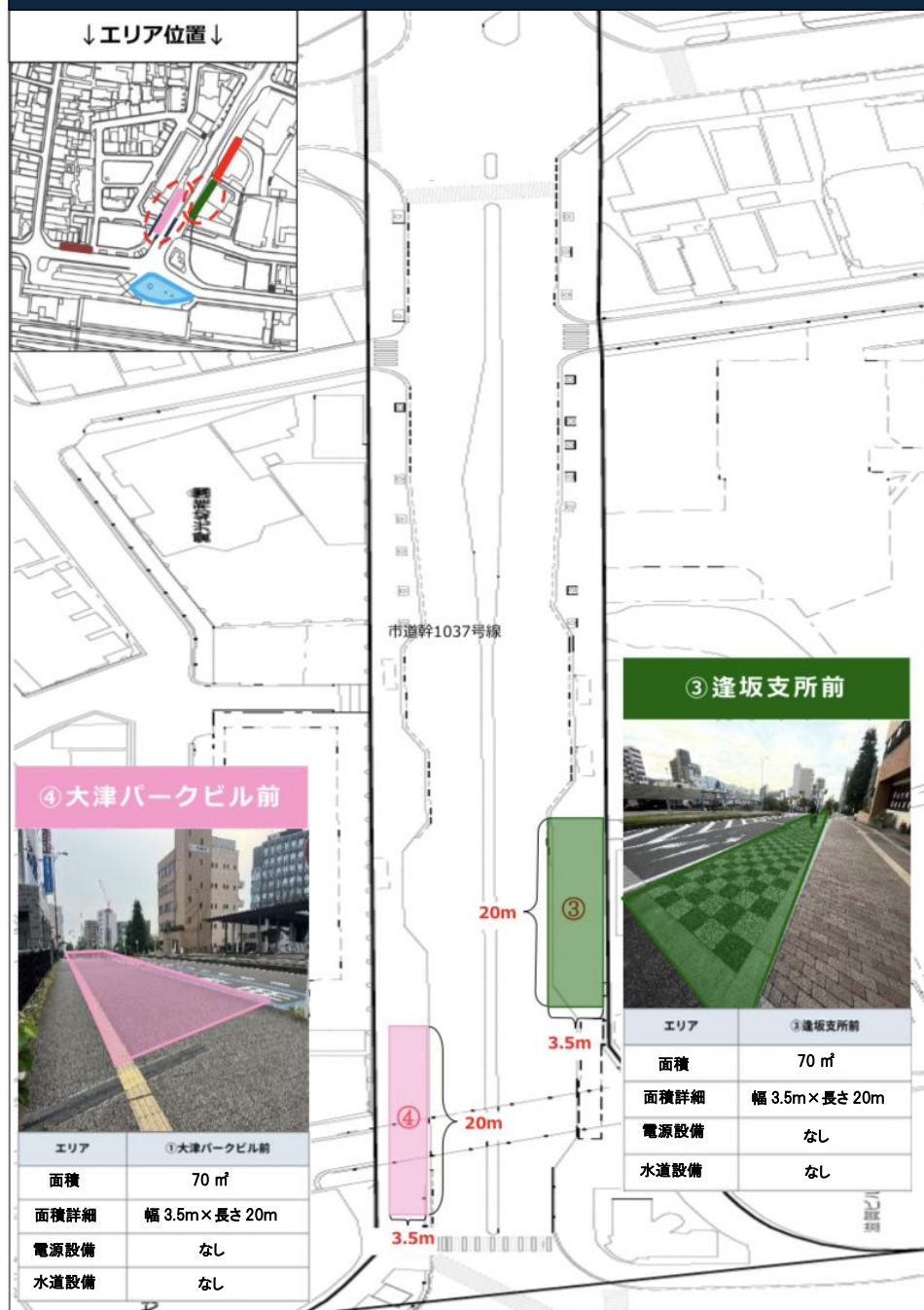
【利用可能な日時】

・他のイベント等が実施されていない日 ※イベント内容により利用できない場合があります。

・時間(搬入出含む): 8 時～20 時 ※利用可能時間を超える場合は要相談。

※各エリア詳細は「街びと劇場」ホームページ⇒「街びと劇場のつかい方」を参照。

③逢坂支所前 ④大津パークビル前



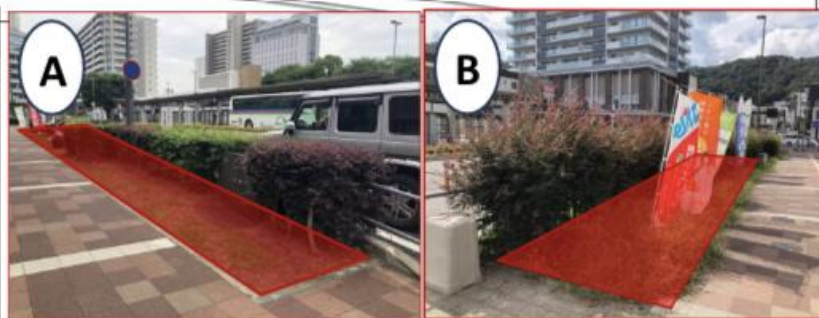
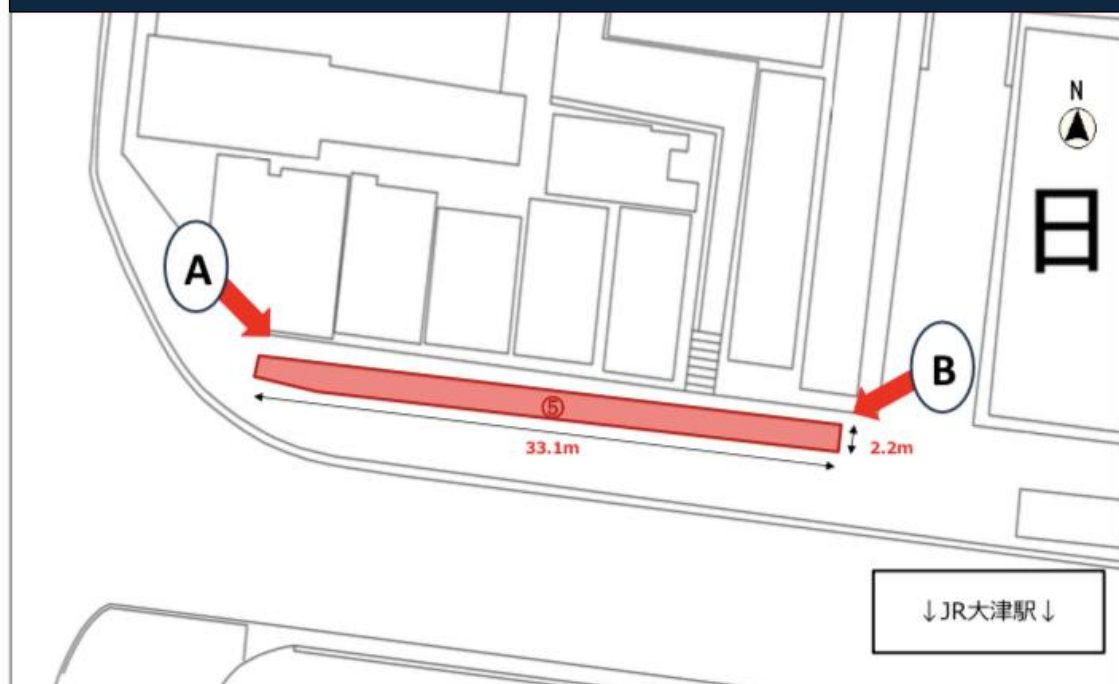
【利用可能な日時】

・他のイベント等が実施されていない日 ※イベント内容により利用できない場合があります。

・時間(搬入出含む):8 時～20 時 ※利用可能時間を超える場合は要相談。

※各エリア詳細は「街びと劇場」ホームページ⇒「街びと劇場のつかい方」を参照。

⑤ バスのりば前



エリア	⑤バスのりば前
面積	72.82 m ²
面積詳細	幅 2.2m×長さ 33.1m
電気設備	なし
水道設備	なし

【利用可能な日時】

- ・他のイベント等が実施されていない日 ※イベント内容により利用できない場合があります。
- ・時間(搬入出含む):8 時～20 時 ※利用可能時間を超える場合は要相談。

※各エリア詳細は「街びと劇場」ホームページ⇒「街びと劇場のつかい方」を参照。

[資料2] 利用料金

利用エリア		利用スペース	エリア面積	電源	利用料金（税込） 9 時～20 時/1 日あたり （準備撤収込み）
大津駅前ひろば	4 月～ 11 月	全スペース利用	約 700 m ²	—	平日：15,000 円 休日：30,000 円
		1スペース利用	・3m×3m ・キッチンカー1 台	—	平日：3,000 円 休日：10,000 円 ※キッチンカー長さ 6m以上+1000 円
	12 月 ～3 月	全スペース利用	約 700 m ²	—	平日：10,000 円 休日：20,000 円
		1スペース利用	・3m×3m ・キッチンカー1 台	—	平日：3,000 円 休日：10,000 円 ※キッチンカー長さ 6m以上+1000 円
大津駅前公園デッキ （A: 駅側）	通年	全スペース利用	約 59 m ² （幅 4.4m×長さ 13.6m）	○	平日：3,000 円 休日：5,000 円
		1 スペース利用	・3m×3m ・キッチンカー1 台	○	平日：2,500 円 休日：3,000 円 ※キッチンカー長さ 6m以上+1000 円
大津駅前公園デッキ （B: 中央）	通年	全スペース利用	約 62 m ² （幅 4.4m×長さ 12.4m）	—	平日：3,000 円 休日：5,000 円
		1 スペース利用	・3m×3m ・キッチンカー1 台	—	平日：2,500 円 休日：3,000 円 ※キッチンカー長さ 6m以上+1000 円
大津駅前公園デッキ （C: びわ湖側）	通年	全スペース利用	約 129 m ² （幅 7.1m×長さ 18.1m）	○	平日：3,000 円 休日：5,000 円
		1 スペース利用	・3m×3m ・キッチンカー1 台	○	平日：2,500 円 休日：3,000 円 ※キッチンカー長さ 6m以上+1000 円
逢坂支所前	通年	全スペース利用	約 70 m ² （幅 3.5m×長さ 20m）	—	平日：3,000 円 休日：5,000 円
		1 スペース利用	・3m×3m ・キッチンカー1 台	—	平日：2,500 円 休日：3,000 円 ※キッチンカー長さ 6m以上+1000 円
大津パークビル前	通年	全スペース利用	約 70 m ² （幅 3.5m×長さ 20m）	—	平日：3,000 円 休日：5,000 円
		1 スペース利用	・3m×3m ・キッチンカー1 台	—	平日：2,500 円 休日：3,000 円 ※キッチンカー長さ 6m以上+1000 円
バスのりば前	通年	全スペース利用	約 72.82 m ² （幅 2.2m×長さ 33.1m）	—	平日：3,000 円 休日：5,000 円
		1 スペース利用	・3m×3m ・キッチンカー1 台	—	平日：2,500 円 休日：3,000 円 ※キッチンカー長さ 6m以上+1000 円

・各エリアの一部時間のみ利用する場合でも、料金は変わりません。

・利用開始後の悪天候等により、途中で利用を中止した場合でも、利用料金は全額頂戴いたします。

・雨天時のキャンセルにつきましては第 8 条 3 項に規定するとおりです。

ただし、第 9 条 1 項に規定するとおり、利用者の責に帰することのできない事由によって利用不能となった場合には利用料金は頂きません。

・一部のエリアには、照明柱や看板等の設備があるエリアがあります。エリア内すべてを平面的に利用できない場合があります。必ず、現地をご確認ください。

・電源欄が「○」のエリアでは、電源の使用が可能です。ただし、各電源の使用可能な電力量は、周辺区画での使用状況により、最大とならない場合があります。

・利用料金には、電源使用料が含まれます。

・電源を使用する場合は、必ず事前相談・仮申込の際にお申し出ください。

・申し込み以外のエリアで別団体のイベントを受け付けることがあります。

※各エリア詳細は「街びと劇場」ホームページ⇒「街びと劇場のつかい方」を参照。

【街びと劇場パートナー連絡会】

目的	単なる利用者ではなく、大津駅前ひろばを「育て」「盛り上げ」「つながりを生み出す」共に駅前ひろばの魅力をつくる仲間としてかわり、相互の連絡を円滑にし、互いに協力し合うことにより、街びと劇場や各団体の活動の活性化を図ることを目的とします。
内容	情報交換、情報発信、活動団体、関係機関相互の交流等
対象	大津駅前周辺の賑わい創出に貢献意欲がある、街びと劇場利用申込団体
年会費	10,000 円(税込)
特典	登録年度内に限り、1 回までスペース無料利用可

[資料 3] 手続きの流れ(1)

これらの手続き、空き状況や利用に関するご質問等については、まちづくり大津へお問い合わせください。受付時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時 30 までです。 場合により繋がらないことがあります。メールにてお問合せ下さい。		
0 ☐	【事前相談の前】 公共空間の使い方に関する理解を深める	・「公共空間のつかい方」の資料を理解 ・「街びと劇場のつかい方」の資料を理解 ・「街びと劇場 活用の手引き」の資料を理解 ※「街びと劇場」ホームページにて資料あり ※必要があれば現地案内・打ち合わせ。
1 ☐	【事前相談】 仮申込をする前に	希望の利用情報を、希望イベント利用日の 40 日前までに利用事前相談フォームにより送信または様式1)利用事前相談書を提出。 実施日程のエリア利用状況・活動内容等の確認後、まちづくり大津より 7 日以内にメールにて連絡。 ※必要があれば現地案内・打ち合わせ。
2 ☐	【仮申込】 締切:利用日 30 日前	「街びと劇場」ホームページより下記の書類をダウンロード⇒書類記入⇒まちづくり大津へ提出 1)「様式 2 利用(仮)申込書」 2)「様式 3 出店店舗リスト表」 ※イベント 10 日前でも可 3)「様式 4 配置計画図」 4)「様式 5 備品貸出依頼書」 ※申し込み順での備品確保 5)企画書・イベント概要書・他 ※あれば ※仮申込時点でのイベント開催情報公開・広報⇒禁止。
3 ☐	【利用許可通知】 仮申込から約 3 週間前後	・イベント利用について各関係機関へ申請・審査。 ・まちづくり大津よりメールにて利用許可通知 ・利用許可通知書類:約 5 件(利用確認書・大切なお知らせ・広報リスト・承諾書・誓約書・その他) ※内容確認の連絡をする場合あり。 ※場合により、使用内容の変更の依頼あり。
★ ☐	【利用許可通知の後】	イベント情報公開・広報⇒解禁 ※広報リスト参考 ※チラシ配布活動/SNS 広報/大津 WEB メディア掲載/他
4 ☐	【イベント準備】 イベント開催までにやること ～申請編～	◎飲食提供があるイベントの場合(保健所への申請等) ⇒ 「模擬店等の食品取扱届出書」の申請詳細は<コチラ> ◎火気器具があるイベントの場合(消防署への申請) ※3 日前まで ⇒ 「露店等の開設届出書」の申請詳細は<コチラ> ◎大津駅前公園内でイベント開催する場合 (大津市役所へ2つの課への申請) ※公園内⇒まちづくり大津<管轄外エリア>のため、別途申請が必要 ⇒ 大津市 行為許可の申請詳細は<コチラ> ⇒ 大津市 後援名義使用の申請詳細は<コチラ> ◎(株)まちづくり大津への提出物(承諾書/誓約書/出店店舗リスト表/チラシデータ/その他必要書類)※10 日前まで ◎警察への道路使用許可は(株)まちづくり大津にて申請 ◎イベント保険加入 ◎交通警備依頼 ※推奨

5 □	【イベント準備】 イベント開催までにやること ～イベント編～ ※参考 ※推奨	◎広報 ◎現場確認⇒搬入搬出経路の確認・当日のイメージ ◎出店者配置・看板配置決め ◎出店者さんへ(説明会実施・配置図案内・搬入搬出について・会場案内・広報依頼・当日の動き・他) ◎当日スタッフの手配(誰が・何を・何人程度必要か) ◎備品の整理(誰が・何を・どこに・何個程度必要か) ◎看板の作成 (看板の役割/目的を決める⇒何を・何のために・どのように配置するか) ◎会場装飾 ◎歩行者への配慮:電源コード養生・点字ブロック対応 ◎今後に繋げるための工夫(来場者アンケート実施・写真記録) ◎イベント当日シナリオ作成・共有 ◎運営スタッフとの打ち合わせ・共有・報告
6 □	【イベント当日】 安全に・快適に・楽しむために	◎会場設営/備品搬入搬出 ◎歩行者への配慮:電源コード・点字ブロック・動線の確保 ◎周辺住民への配慮:音量調整・住民からの意見対応 ◎イベント開始～終了までの進行具合確認 ◎来場者・出店者アンケートの実施 ◎記録用写真撮影 ◎会場撤収(原状回復)
7 □	【イベント終了後】	◎関係者へのお礼・挨拶 ◎利用後アンケート回答 ◎イベントの振り返り・次回への改善点・他

※事前相談を含むまちづくり大津との各打ち合わせでお越しになる場合は、事前予約をお願い致します。

【問い合わせ先】

TEL:077-523-5010 / FAX:077-514-7690

株式会社まちづくり大津

mail:info@machidukuri-otsu.jp

[資料 3] 手続きの流れ(2)

【事前相談または利用(仮)申込書後の確認・準備】

- 必要に応じて、まちづくり大津との打ち合わせを行います。
 - 利用内容に関しての変更が生じた場合、速やかに相談をお願いします。内容によっては承認できない場合があります。
 - 利用申込後にキャンセルをする場合は、早めにご連絡ください。利用日の1ヵ月前を過ぎたキャンセルは、利用料を全額頂戴します。
 - 利用当日のまちづくり大津の連絡先は、利用者へ個別に案内いたします。
- ※お越しになられる際には、お電話での事前予約をお願い致します。

【利用料金の支払い】

- 利用料金等は、利用当日の現金払い、または利用後に口座振込でお支払いいただきます。なお、振り込み手数料は利用者にてご負担願います。
- 支払方法に関する詳細は、お申込み後にご案内いたします。

【実施】

- 申込内容のとおりご利用ください。注意事項をよくお読みください。
- 街びと劇場の今後の発展ため、来場者・出店者・主催者アンケートにご協力ください。
 - ※様式)6 アンケートより回答
 - ※アンケート用紙は、当日お渡し可能です。
- 利用日当日は、現場責任者とまちづくり大津が連絡を取れる体制づくりを必ずお願い致します。
- 利用終了後は利用範囲の清掃を行い、原状回復をしてください。
- 万が一、設備の汚損、破損等してしまった場合は、すぐにまちづくり大津に連絡をしてください。

【利用後アンケート】

- 原則、利用後 30 日以内に「様式 6) アンケート」をご回答ください。
- アンケートのご回答がない場合。次回の申込をお断りする場合があります。

[資料 4] 関係機関の連絡先

関係機関	連絡先
株式会社まちづくり大津 ※1	TEL:077-523-5010
大津市 都市魅力創造課	TEL:077-528-2957
大津市 公園緑地課	TEL:077-528-2784
大津市 保健所 衛生課 食品指導係	TEL:077-522-8427
大津市 消防局(予防課)	TEL:077-525-9902
大津警察署	TEL:077-522-1234

※1 都市再生推進法人として、大津市より指定を受けている法人

[資料 5] まちづくり大津 備品貸出一覧表

貸出備品	価格（1日あたり）	在庫	備考
① テント(カーキ)	300円(税込)／1張	10張	・ おもり20kg必須 ・ おもりを含めた料金
② テント用おもり （ウェイト）	100円(税込)／1張分（4個）	5kg×20個 ※1張につき4個設置	・ テントレンタルの際、無料 ・ 風が強い日は、追加対応
③ テント用おもり （ウォータータンク）	100円(税込)／1張分（2-4個）	20個	・ テントレンタルの際、無料 ・ 風が強い日は、追加対応
④ テント用横幕	無料	8面（テント2張分）	・ 控室用テント等に使用可 ・ チャックで閉めるタイプ
⑤ 組立式二つ折りテーブル	100円(税込)／1脚	50脚	・ 金属製メッシュ天板 ・ 網目状のテーブル ・ 卓面にすき間あり
⑥ アルミ椅子	100円(税込)／1脚	150脚	・ 折りたたみ不可 ・ 座面にすき間あり
⑦ A型看板	500円(税込)／1個	4個	・ A1ポスター貼付可能
⑧ B0看板	2,000円(税込)／1セット	1個	・ B0ポスター貼付可能
⑨ パイロン（赤）	100円（税込）／1個	8個	・ おもり付き
⑩ スライドコーンバー	100円（税込）／1本	10本	・ 長さ調節可
⑪ 折りたたみコンテナ箱	100円（税込）／1個	6個	・ 折りたたみ可 ・ 重ね置き可
⑫ のぼり用ポール	100円（税込）／1本	4本	・ 長さ調節可
⑬ ドラム式コード（9m）	100円（税込）／1個	1個	
⑭ ドラム式コード（29m）	100円（税込）／1個	1個	
⑮ 抽選箱	100円（税込）／1個	2個	・ 箱のみ
⑯ 車両用の養生板（ベニヤ）	無料	16枚（4台分）	・ キッチンカー出店の際、必須

※備品に関する詳細は、「街びと劇場」のホームページ→「貸出備品リスト」をご確認ください。

※備品を借りる際は、「様式 5）備品貸出依頼書」をご提出ください。

【備品貸出について】

- ・事前申込制です。備品数確定後、お早めに申請ください。
- ・備品は新品ではありません。汚れやキズがあります。事前に確認いただくことをお勧めします。
- ・貸出備品は大切にお取扱ください。破損・汚損、または紛失した場合等には弁償していただきます。

【貸出・返却について】

- ・貸出、返却場所は下記2箇所です。 ★運搬は使用者にて行っていただきます。

- ① 大津駅北口公共駐車場(滋賀県大津市京町 3-1-3)内の倉庫
- ② 旧大津公会堂駐車場(滋賀県大津市浜大津1丁目 4-1)の倉庫

- ・濡れや汚れてしまった備品については、拭いてからご返却をお願いしております。

【レンタル料金について】

- ・レンタル料金のお支払いは、当日現金またはお振込みとなります。ただし、振込手数料はご負担いただきます。
- ・記載のレンタル料金は1日当たりの料金になります。レンタル利用料金×日数分の計算で算出致します。

※備品に関する詳細は、「街びと劇場」のホームページ→「貸出備品リスト」をご確認ください。

「街びと劇場」利用に関する注意事項

【搬入・搬出時、利用時共通】

- ・利用エリアにより、モニュメントや車止め等の工作物があるエリア、地面に勾配があるエリアもあります。事前に現地をご確認いただくことをお勧めします。
- ・エリア利用可能時間は、搬入出の時間を含んでいます。エリア内への搬入は 9:00 以降に行い、搬出は 18:00 までに終わってください。エリア利用可能時間を超える場合は、事前にご相談ください。
- ・歩行者、自転車利用者等の通行に支障が出ないよう、誘導を行い十分配慮するとともに、安全確保に努めてください。
- ・コード等を配線する場合は、転倒等の事故防止のためパンチカーペットや配線ガードなどを使用して必ず養生を行ってください。
- ・キッチンカー出店がある場合は、タイヤの下に板等で必ず養生を行ってください。車両4台分までの板はまちづくり大津での用意がありますので、事前にご相談ください。
- ・トイレは、公共トイレを使用してください。近隣の商業施設内のトイレは公共用ではありませんのでご注意ください。
- ・ごみはお持ち帰りください、利用エリア周辺や近隣のごみ箱等に投棄しないようにしてください。
- ・持込備品、貴重品等の管理や、盗難、火災、事故などの防止、急病・けが人発生時の対応などについて、利用者の責任において必要な対策を講じてください。
- ・事故や怪我に備え、賠償責任保険に加入してください。
- ・道路設備や工作物等はきれいに、また大切にご利用ください。万が一汚損または破損した場合、すぐにまちづくり大津にお知らせください。なお、修理にかかる費用等をご負担いただく場合があります。
- ・その他、実施要領をよくご確認ください。
- ・車の駐車は、必ず駐車場をご利用ください。
- ・この注意事項は、当日の現場スタッフにも必ず共有してください。

【搬入・搬出時】

- ・経路を事前に確認のうえ、十分に注意して行ってください。養生が必要な場合は、適切に行ってください。
- ・搬入搬出時の車両の乗り入れは可能ですが、必ず誘導を行い歩行者・自転車の通行に支障が出ないようご案内ください。

【音のあるイベントについて】 ※住民様より、騒音に関するご意見いただいております。

- ・その場で音量調節が可能な設備でイベントを行ってください。
- ・周辺に大きなマンションがあります。住民様への配慮・対応を前提に音のあるイベントを行ってください。
- ・イベント当日、住民様または警察より指示がある場合があります。音量調節等、適切にご対応ください。

【使用時】

- ・利用責任者が現場に常駐し、安全管理や事故防止に万全を期すとともに、まちづくり大津と相互に連絡が取れる状態としてください。
- ・視覚障がい者誘導用ブロックが設置されている箇所については、ブロックを中心として左右1メートルは空けるようにしてください。範囲内に人が滞留しないように、誘導を行ってください。
- ・チラシ等の告知物の配布は、利用エリア内で行ってください。
- ・テーブル、イス、テント、看板、ポスターといった設置物は、清潔なものを使用するとともに、強風に耐えられるよう利用エリア内に安全に設置してください。なお、風が強い場合などには撤去をお願いする場合があります。
- ・利用エリア内に来場者が滞留できる空間を確保してください。
- ・緊急時（緊急車両の通行時など）には設置物を移動していただく場合がありますので、速やかに移動できる設置方法としてください。
- ・利用終了時間までに利用エリア周辺の清掃を行い、原状回復をお願いします。
- ・食品衛生に係る出品・提供は保健所、まちづくり大津の指示を守ってください。
- ・飲食物を提供する場合、調理を伴う（もしくは飲料の提供を行う）店舗は、保健所の基準に沿って設置してください。
- ・発電機や火器機器を使用する場合は、1台につき消火器を必ず1台を用意してください。
- ・利用エリアでの焚火は禁止となります。
- ・商品表示は、食品表示法や景品表示法などの法令に則ってください。
- ・混雑する場合は、整理員の配置や立ち位置目印など混雑を防ぐ措置を行ってください。
- ・利用エリア内での喫煙をしないようにお願いします。
- ・申込書と同じ内容で使用してください。
- ・テント等の貸出備品を破損・汚損した場合は、まちづくり大津へお知らせください。
- ・植栽マス内の立入、物品を置くことはお控えください。
- ・その他、まちづくり大津の指示に従ってください。

様式1)利用事前相談書

イベント開催までの流れ	
チェック	★確認できたら「□」→「✓」
☐	①事前相談の前に 使い方に関する理解を深める ・「公共空間のつかい方」の理解 ※『街びと劇場』HP にて資料あり ・「街びと劇場のつかい方」の理解 ※『街びと劇場』HP にて資料あり ・「街びと劇場 活用の手引き」の理解 ※『街びと劇場』HP にて資料あり
2～6ヶ月前 ☐	①事前相談(この書類) 「②仮申込」前の確認 ・イベント概要(活動団体・開催目的・内容・開催日時など)の確認 ・必要の場合、現地(街びと劇場)の案内
2～4ヶ月前 ☐	②仮申込 公共空間で、イベント活用をするために ・『街びと劇場』ホームページより申請書類ダウンロード ⇒ 街びと劇場ホームページは<コチラ> ・仮申込書類の提出(利用(仮)申込書・利用計画書・配置計画図・その他) ・必要の場合、現地(街びと劇場)にて打ち合わせ
1～3ヶ月前 ☐	③イベント利用許可通知 <仮申込>をしてから<利用許可>が出るまでの期間:およそ 3 週間前後 ・(株)まちづくり大津よりメールにてエリア利用許可通知(通知書類:約5件) (利用確認書・大切なお知らせ・広報リスト・承諾書・誓約書・その他)
1～3ヶ月前 ☐	★イベント利用許可通知後 イベント開催の<情報公開・広報>の解禁 ※イベント利用許可通知ができるまでは、情報公開・広報・チラシ印刷 NG
～1ヶ月前 ☐	④イベント利用許可通知後からイベント開催までにやること 申請・手続き・確認 ・飲食提供があるイベントの申請(保健所への申請など) ⇒ 「模擬店等の食品取扱届出書」の申請詳細は<コチラ> ・火気器具があるイベントの申請(消防署への申請) ※イベント 3 日前まで ⇒ 「露店等の開設届出書」の申請詳細は<コチラ> ・大津駅前公園内でイベント開催する場合の申請(大津市役所2つの課への申請) ※公園内はまちづくり大津<管轄外エリア>のため、別途申請が必要 ⇒ 大津市 行為許可の申請詳細は<コチラ> ⇒ 大津市 後援名義使用の申請詳細は<コチラ> ・(株)まちづくり大津への提出物(承諾書/誓約書/出店店舗リスト表/チラシデータ/イベント別必要書類) ・警察への道路使用許可申請は(株)まちづくり大津にて申請
～1ヶ月前 ☐	⑤イベントを知ってもらい、集客するための行動として ・SNS 広告・投稿 ・地元の WEB メディア掲載 ・チラシ配布

	※イベントは「創る」だけではなく「知ってもらう事」が重要。 ※出店者さんから満足してもらい、主催者自身の信頼を得るための集客活動。 ※大津駅周辺の広報リストは、エリア利用許可通知の際に㈱まちづくり大津より共有。
当日 ☐	⑦イベント当日 ★安全に・快適に・楽しむために ・会場設営(歩行者への配慮) ・イベント開始～終了まで ・記録写真撮影 ・会場撤収(原状復帰)
終了後 ☐	⑧イベントの振り返り・次回への改善点・等

イベント利用情報	
提出日	年 月 日
利用者(会社名・団体名)	
利用者(ご担当者名)	
ご担当者 電話番号	
ご担当者 メールアドレス	
イベント主催の経験 ※大津以外でのイベントでも可	☐ 未経験 ☐ イベントスタッフ(運営・出店)経験あり ☐ 2回目 ☐ 3回以上
実施活動の分かるInstagram ※リンクまたはアカウント名	☐ ←Instagram アカウントなし(※こちらに✓を入れてください)
実施活動の分かるホームページ ※リンクまたは検索ワード	☐ ←ホームページなし(※こちらに✓を入れてください)
実施予定のイベント名称	イベント名称のポイント)シンプル・分かりやすい・来て欲しい人に3秒で伝わるものにする ☐ ←未定(※こちらに✓を入れてください)
イベントの実施目的 ※何のため/誰のための企画	記載例)自身の活動を知ってもらう場、アピールする場をつくるため。
イベントの実施内容	記載例)子供を対象とした、習い事を体験できるイベントを開催する。

※企画書がある場合は、件名【街びと劇場 利用企画書】と記載し、㈱まちづくり大津宛にメール送信	
会場の活用方法	記載例) テント 10 張・ステージ・飲食スペース設置(キッチンカー含む) ☐ 未定(※現在未定の場合は、こちらに✓を入れてください)
イベント利用可否通知について ※「 ☐ 」→「 ☒ 」	①イベント利用許可通知はく仮申込より3週間前後>のお時間をいただきます。 ②イベント利用許可通知が出るまで<情報公開・広報・チラシ印刷>はご遠慮願います。 ③イベントまでの期間に余裕を持った申請書提出にご協力ください。 ☒ ①から③までの内容、理解しました。
飲食提供の有無 ※「 ☐ 」→「 ☒ 」	・飲食提供のあるイベントは、㈱まちづくり大津に対して各出店者の「営業許可証」または「保健所への申請書類の写し」の提出をお願いする場合があります。 ☒ 【資料提供の件、理解しました】 飲食提供「あり」のイベント開催です。 ☐ 【資料提供の件、理解しました】 飲食提供「なし」のイベント開催です。 ☐ 【資料提供の件、理解しました】 現在未定
利用希望エリア ※「 ☐ 」→「 ☒ 」	☐ JR 大津駅前ひろば ☐ 大津駅前公園デッキ(A:駅側デッキ) ☐ 大津駅前公園デッキ(B:中央デッキ) ※車両乗り上げ不可 ☐ 大津駅前公園デッキ(C:びわ湖側デッキ) ☐ 逢坂支所前 ※勾配あり ☐ 大津パークビル前 ☐ バスのりば前 ※工作物あり ☐ 未定(※現在未定の場合は、こちらに✓を入れてください)
イベント希望日時 ※希望日時に添えない場合あり ※9時～18時(設営時間込)利用可能。 ※時間外利用の場合:相談可能 ※複数日利用の場合:まとめて回答可能	記載例)①〇年〇月〇日(〇) 〇時～〇時/②〇年〇月〇日(〇) 〇時～〇時 年 月 日 () 時 分 ～ 時 分 ☐ 未定(※現在未定の場合は、こちらに✓を入れてください)
搬入搬出時間(設営・撤収)	搬入(設営)開始: 時 分 搬出(撤収)完了: 時 分 ☐ 未定(※現在未定の場合は、こちらに✓を入れてください)
想定来場者数	記載例) 200 名・500 名・2000 名以上
仮申込時の必要提出書類 ※㈱まちづくり大津に対して提出するもの	①利用仮申込書:イベント主催者様情報の書類 ②利用計画書:イベント開催の計画書

※「□」→「✓」	③配置計画図:イベント出店店舗の配置計画書 ④実施概要:イベント詳細の書類・企画書等 ※あれば □仮申込時(株まちづくり大津へ)の提出書類、理解しました。
エリア利用許可通知後 ～10 日前までの必要提出書類 ※イベント内容により必要な申請は異なる ※「□」→「✓」	①株式会社まちづくり大津に提出 ・出店店舗リスト表 ※イベント開催 10 日前 ・チラシの JPEG データ ※まちづくり大津の Instagram・HP にて公開 ・備品貸出依頼書 ※備品レンタルする場合 ・営業許可証または保健所申請書類 ※飲食提供のあるイベントの場合 ②飲食提供(テント)のあるイベント:大津市保健所に提出 ・模擬店等の食品取扱届出書 ※連続 4 回以内かつ年間 4 回以内の実施イベント ※電子申請あり ③飲食提供(キッチンカー)のあるイベント:主催者が確認 ・営業許可証の確認 ⇒「大津市一円」の記載があるか・期間は正しいか ④火気機器使用のあるイベント:大津市中消防署に提出 ・露店等の開設届出書 ※電子申請あり ⑤まちづくり大津管轄外の大津駅前公園を利用の場合:大津市 2 つの機関に提出 ・公園緑地課へ「行為許可申請書」 ・都市魅力創造課へ「後援名義使用申請」 ※注 1 ※注 1)〔街びと劇場を利用の場合〕は都市魅力創造課からの後援名義使用申請の許可が出ます。 □①から⑤までの申請書類、理解しました。

※＜個人情報の取扱いについて＞ご提供いただいた個人情報は、実施要領第12条に規定するとおり取扱います。

※＜利用に関する情報の取扱いについて＞使用日時・実施内容等の情報は、実施要領第13条に規定するとおり取扱います。

■提出先 | 〒520-0043 滋賀県大津市中央一丁目 2-25 株式会社まちづくり大津 宛
E-mail: info@machidukuri-otsu.jp / FAX: (077)-523-5010

様式2)利用(仮)申込書

「街びと劇場」の活用に関する実施要領を確認した上で、次のとおり申込みます。

利用(仮)申込前の注意事項	
チェック	★すべて確認できたら「□」→「✓」
☐	▼(例)まちづくり大津への提出書類(仮申込時)について▼ ・様式 2)利用(仮)申込書 ※締切:イベント開催 1 か月前 ・様式 3)出店店舗リスト表 ※最終締切:イベント開催 10 日前 ・様式 4)配置計画図 ※締切:イベント開催 1 か月前 ・様式 5)貸出備品依頼書 ※締切:なし。ただし受付順のためお早めに。 ・企画書/イベント概要書/他 ※あれば ▼仮申込について▼ ・仮申込段階では、イベント利用確定ではありません。 ・仮申込から利用許可通知が出るのに、3 週間前後のお時間をいただいております。 ・仮申込段階での出店者募集は「あくまで開催予定であること」を前提に募集をおかけください。 ・仮申込段階での Instagram・チラシ・広報はおやめください。 ▼利用について▼ ・警察や市より、企画実施のために指導があった場合は速やか従ってください。 ・国や市等の取り組みにより、利用エリアが使えなくなる場合があります。 ・利用内容・利用日程等により、利用許可がおりない場合があります。 ・利用許可通知後、承諾書・誓約書へのサインをお願いしております。 ▼利用後について▼ ・大津駅前利用の更なる発展のため、主催者様・出店者様アンケートのご協力をお願いしております。
☐	個人情報の取り扱いについて、実施要領第 12 条の内容を了承しました。
☐	使用に関する情報及び記録写真の取り扱いについて、実施要領第 13 条を了承しました。

提出日		年	月	日
申込者情報	事業者/団体 名称または氏名			
	事業者/団体 所在地または住所	(〒 -)		
	事業者/団体 Instagram ※あれば			
	事業者/団体 ホームページ ※あれば			
	連絡先	電話番号: E-mail:		
	ご担当者名	ふりがな		
	イベント当日 現場責任者名	ふりがな		
	イベント当日 現場責任者連絡先	電話番号: E-mail:	←当日つながる電話番号	

利用情報	実施するイベント名称	イベント名称のポイント)シンプル・分かりやすい・来て欲しい人に3秒で伝わるものにする
	イベントの実施内容 ※別紙可	記載例)子供を対象とした、習い事を体験できるイベントを開催する。
	イベントの実施目的 ※何のため/誰のための企画 ※別紙可	記載例)自身の活動を知ってもらう場、アピールする場をつくるため。
	会場の活用方法	記載例)テント 10 張・ステージ・飲食スペース設置(キッチンカー含む)
	利用申込エリア ※当てはまるエリアを「□」→「✓」	☐ JR 大津駅前ひろば⇒(☐ 全スペース ☐ 1スペース) ☐ 大津駅前公園デッキ/A:駅側⇒(☐ 全スペース ☐ 1スペース) ☐ 大津駅前公園デッキ/B:中央⇒(☐ 全スペース ☐ 1スペース) ☐ 大津駅前公園デッキ/C:びわ湖側 (☐ 全スペース ☐ 1スペース) ☐ 逢坂支所前 (☐ 全スペース ☐ 1スペース) ☐ 大津パークビル前 (☐ 全スペース ☐ 1スペース) ☐ バスのりば前 (☐ 全スペース ☐ 1スペース)
	電源利用	☐ 有 ☐ 無
	火器器具使用	☐ 有 ☐ 無
	イベント開催希望日時	年 月 日() 時 分～ 時 分
	設営開始・撤収完了時間	設営開始: 時 分 / 撤収完了: 時 分
	備品倉庫の解錠時間	倉庫解錠: 時 分
	希望する貸出物品 ※様式 5)貸出備品依頼書を提出ください	記載例)テント 5 張・車両用養生板(キッチンカー2 台分)・テントおもり 5 張分
	備品運搬スタッフ	約 名
	当日運営スタッフ	約 名
	出店店舗数	約 店舗
	想定来場者数	約 名
雨予報の場合	☐ 雨天中止 ☐ 雨天決行 ※中止の判断は最低でも前日 14 時までのご連絡をお願い致します。 ※貸出備品が濡れた場合は、乾かしてご返却ください。	
ご請求先	実施体制	主催/共催: 協賛: 後援: 協力: ※チラシ作成時<協力:株式会社まちづくり大津>と記載ください。 ※チラシ設置依頼の際に、受け入れてもらいやすくなる場合があります。
	ご請求先宛名 ※当てはまるお支払い方法を「□」→「✓」 ※振込手数料はご負担ください。	☐ 当日現金⇒(領収書 名:) ☐ 後日振込⇒担当者名と同じ ☐ 後日振込⇒担当者名と異なる
	※ご請求先が<使用申込者と異なる場合のみ>以下ご記入ください。	
	ご請求先住所	(〒 -)
	ご担当者名	
電話番号		
メールアドレス		

■提出先 | 〒520-0043 滋賀県大津市中央一丁目 2-25 株式会社まちづくり大津 宛
E-mail: info@machidukuri-otsu.jp / FAX: (077)-523-5010

▼出店店舗リスト表について▼

※記入できる範囲で可

⇒「保健所申請の写し」または「各出店者の営業許可証」を(株)まちづくり大津へ提出

[illegible]

no.	店舗名	出店方法/出店内容 (テント・飲食・キッチンカー・他)	WEB または Instagram ※あれば	火器器具 (コンロ・発電機・他)	電源利用 (有/無)

no.	店舗名	出店方法/出店内容 (テント・飲食・キッチンカー・他)	WEB または Instagram ※あれば	火器器具 (コンロ・発電機・他)	備考

【2: 大津駅前公園デッキ(C:びわ湖側デッキ)】

no.	店舗名	出店方法/出店内容 (テント・飲食・キッチンカー・他)	WEB または Instagram ※あれば	火器器具 (コンロ・発電機・他)	電源利用 (有/無)

【3: 逢坂支所前】

no.	店舗名	出店方法/出店内容 (テント・飲食・キッチンカー・他)	WEB または Instagram ※あれば	火器器具 (コンロ・発電機・他)	備考

【4: 大津パークビル前】

no.	店舗名	出店方法/出店内容 (テント・飲食・キッチンカー・他)	WEB または Instagram ※あれば	火器器具 (コンロ・発電機・他)	備考

【5: バスのりば前】

no.	店舗名	出店方法/出店内容 (テント・飲食・キッチンカー・他)	WEB または Instagram ※あれば	火器器具 (コンロ・発電機・他)	備考

■提出先 | 〒520-0043 滋賀県大津市中央一丁目 2-25 株式会社まちづくり大津 宛
E-mail: info@machidukuri-otsu.jp / FAX: (077)-514-7690

様式 4-1)配置計画図

▼配置計画図について▼

※利用(仮)申込時に提出

※イベント利用許可通知が出るまでの期間:2~3 週間前後

※テントの設置場所など、利用エリア内のどこをどのように使用するのか。

※配置(レイアウト)/おおよそのサイズ感が分かるよう記載。

【JR 大津駅前ひろば】



no.	設営するもの	数量	サイズ	備考

■提出先 | 〒520-0043 滋賀県大津市中央一丁目 2-25 株式会社まちづくり大津 宛

E-mail:info@machidukuri-otsu.jp

FAX:(077)-514-7690

様式 4-2)配置計画図

▼配置計画図について▼

※利用(仮)申込時に提出

※イベント利用許可通知が出るまでの期間:2～3 週間前後

※テントの設置場所など、利用エリア内のどこをどのように使用するのか。

※配置(レイアウト)/おおよそのサイズ感が分かるよう記載。

【大津駅前公園デッキ(A・B・C)】



no.	設営するもの	数量	サイズ	備考

■提出先 | 〒520-0043 滋賀県大津市中央一丁目 2-25 株式会社まちづくり大津 宛

E-mail:info@machidukuri-otsu.jp

FAX:(077)-514-7690

様式 4-3)配置計画図

▼配置計画図について▼

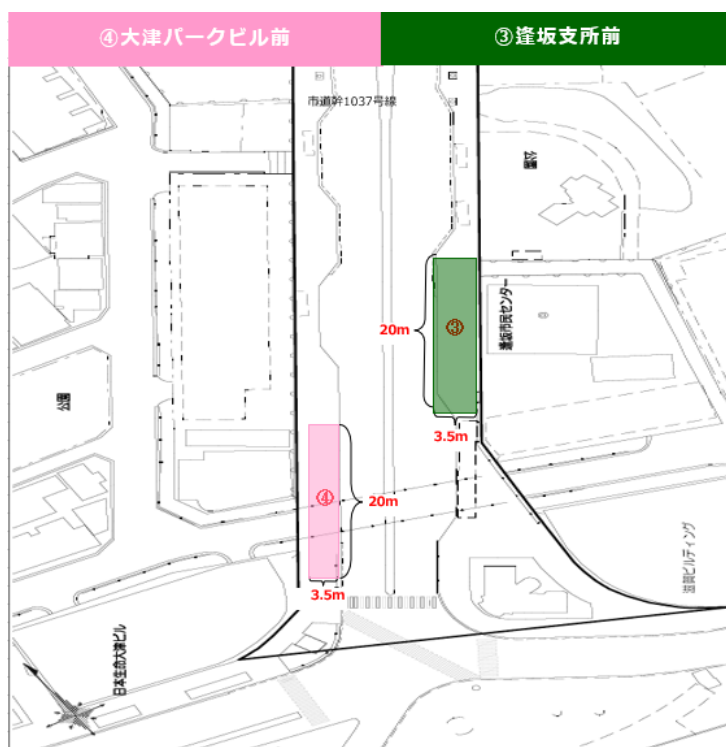
※利用(仮)申込時に提出

※イベント利用許可通知が出るまでの期間:2～3 週間前後

※テントの設置場所など、利用エリア内のどこをどのように使用するのか。

※配置(レイアウト)/おおよそのサイズ感が分かるよう記載。

【逢坂支所前・大津パークビル前】



no.	設営するもの	数量	サイズ	備考

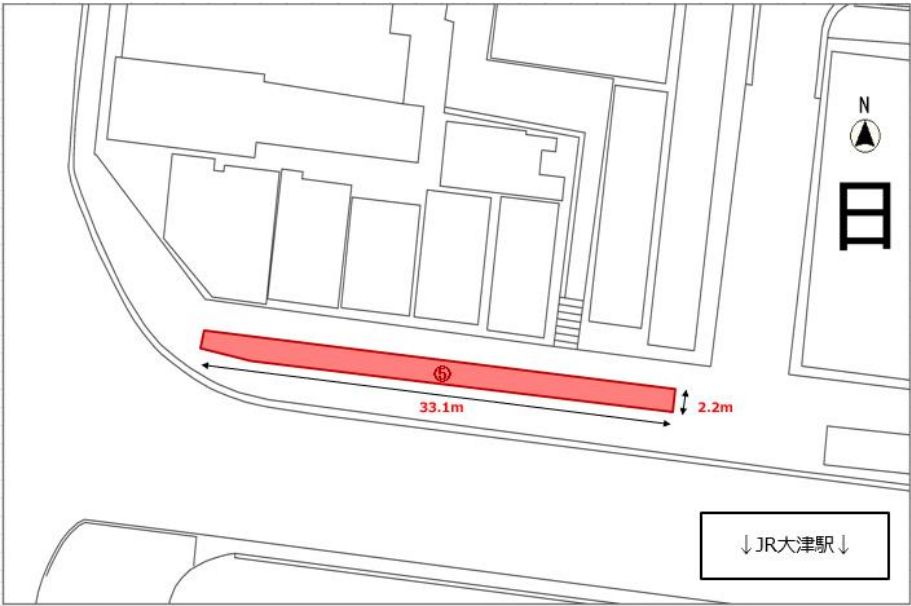
■提出先 | 〒520-0043 滋賀県大津市中央一丁目 2-25 株式会社まちづくり大津 宛

E-mail: info@machidukuri-otsu.jp/FAX: (077)-514-7690

様式 4-4)配置計画図

- ▼配置計画図について▼
- ※利用(仮)申込時に提出
 - ※イベント利用許可通知が出るまでの期間:2~3 週間前後
 - ※テントの設置場所など、利用エリア内のどこをどのように使用するのか。
 - ※配置(レイアウト)/おおよそのサイズ感が分かるよう記載。

【バスのりば前】



no.	設営するもの	数量	サイズ	備考

■提出先 | 〒520-0043 滋賀県大津市中央一丁目 2-25 株式会社まちづくり大津 宛
E-mail: info@machidukuri-otsu.jp/FAX: (077)-514-7690

備品貸出依頼書

申請日 令和 年 月 日

下記のとおり、備品の貸出しを依頼します。

なお、貸出期間中の備品の取り扱いについては下記の遵守事項を守ります。

※備品詳細は「街びと劇場」ホームページ内「貸出備品リスト」にて記載。

利用者(団体名)					
利用者(ご担当者名)					
連絡先(ご担当者名)					
イベント名					
イベント開催時間	時 分から 時 分まで				
備品 貸出日時	令和 年 月 日() 時 分				
備品 返却日時	令和 年 月 日() 時 分				
備品 倉庫場所	☐ 大津駅北口公共駐車場倉庫 ☐ 旧大津公会堂倉庫				
備品 倉庫解錠日時	令和 年 月 日() 時 分 倉庫解錠を依頼				
備品 使用場所					
▼貸出備品▼ ※備品詳細は「街びと劇場」ホームページ内「貸出備品リスト」にて記載。					
備品名	数量	金額	備品名	数量	金額
合計金額					円
備考欄					
遵守事項	1 備品は丁寧に取り扱い、破損、汚損した状態で返却せず、速やかに報告すること。 2 備品が雨で濡れた場合は、乾かしてから返却すること。 3 使用者の故意、過失により紛失、破損、汚損等が生じた際は賠償させることがある。 4 備品の搬入・搬出は各自使用者が行うものとする。				

様式 6) アンケート

街びと劇場の＜管理・運用・今後の活用向上＞のための情報源として、
主催者様・出店者様・ご来場者様にアンケートのご協力をお願いしております。
ご来場者アンケートについては当日お渡しいたしますので、受付ブース等に配置ください。
収集したアンケート結果については、主催者様へ後日まとめて共有致します。

▼主催者様用▼



<https://forms.gle/9DMormTqhmYraNLF7>

▼出店者様用▼



<https://forms.gle/n9WU2ZGSmHu4jxiw5>

▼ご来場者様用▼



<https://forms.gle/tt5FUwUTJc8R9Eap8>